

頁	修正後	修正前	
5	<p>【計画編】 第1部第1編第6節 猪名川町の概況と風水害等災害 (略) 第2 社会的条件 (1) 本町の人口は、28,832人、12,478世帯(令和6年5月1日現在)で、近年では減少傾向に転じている。</p>	<p>【計画編】 第1部第1編第6節 猪名川町の概況と風水害等災害 (略) 第2 社会的条件 (1) 本町の人口は、29,335人、12,533世帯(令和5年4月末日現在)で、近年では減少傾向に転じている。</p>	人口の増減による文言の修正
30	<p>【計画編】 第1部第2編第3章第1節 組織体制の整備 (略) 2 猪名川町の災害対策要員等の確保体制 (略) (1) 連絡員体制 (略) (2) 参集可能職員の確保 ア 配備体制 (7) 準備体制 (略) (イ) 第1号非常配備体制 町長、副町長、教育長、理事および部局長等の管理職員およびあらかじめ指定した職員。 職員のうち概ね4割の人員により、災害応急対策等に当たる体制。 (ウ) 第2号非常配備体制 職員のうち概ね7割の人員により、災害応急対策等に当たる体制。 (エ) 第3号非常配備体制 (略)</p>	<p>【計画編】 第1部第2編第3章第1節 組織体制の整備 (略) 2 猪名川町の災害対策要員等の確保体制 (略) (1) 連絡員体制 (略) (2) 参集可能職員の確保 ア 配備体制 (7) 準備体制 (略) (イ) 第1号非常配備体制 町長、副町長、教育長、理事および部局長等の管理職員およびあらかじめ指定した職員。 職員のうち概ね3割の人員により、災害応急対策等に当たる体制。 (ウ) 第2号非常配備体制 職員のうち概ね6割の人員により、災害応急対策等に当たる体制。 (エ) 第3号非常配備体制 (略)</p>	職員防災体制更新による文言の修正
136, 137	<p>【計画編】 第1部第3編第3章第8節 電気通信設備の確保 第1 趣旨 (略) 第2 内容 1～5 (略) (1)～(2) (略) (3) 通信途絶の解消と通信の確保 通信途絶の解消と重要通信を確保するため、地震により設備に大きな被害を被った場合、一次応急措置として衛星通信・無線機を主体とした復旧を行い、一次応急措置完了後は、線路設備を主体とした二次応急措置にわけ、通信の途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講じることとする。 ア～キ (略) (4) 通信の利用と広報 震災により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、広報活動を実施する。 ア 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限を実施して疎通を図る。 イ 非常、緊急電話および非常、緊急電報の疎通ルートを確保し他の通話に優先して取扱う。 ウ 被害状況に応じた案内トーカーを挿入する。 エ 一般利用者に対するわかりやすい広報活動を実施する。(ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等)。 オ N T T 西日本兵庫支店は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。 カ 「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言板(web171)」でのふくそう緩和を実施する。</p>	<p>【計画編】 第1部第3編第3章第8節 電気通信設備の確保 第1 趣旨 (略) 第2 内容 1～5 (略) (1)～(2) (略) (3) 通信途絶の解消と通信の確保 通信途絶の解消と重要通信を確保するため、以下の措置を講じる。 ア～キ (略) (4) 通信の利用と広報 災害により地域全般にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と広報活動を実施する。 ア 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限を実施して疎通を図る。 イ 非常、緊急電話および非常、緊急電報の疎通ルートを確保し他の通話に優先して取扱う。 ウ 被害の状況に応じた案内トーカーを挿入する。 エ 一般利用者に対する広報活動を実施する。 オ 西日本電信電話株式会社兵庫支店は、必要な情報を地方公共団体などの災害対策機関へ連絡する。 カ 災害時において、被災地への通信が輻輳した場合には、被災地内の安否の確認が困難になるが、そのような状況下でも、安否確認できるシステム「災害用伝言ダイヤル(171)」「災害用伝言板(web171)」を確立する。</p>	西日本電信電話株式会社による文言の修正

頁	修正後	修正前																															
9, 10	<p>【計画編】 第2部第1編第7節 地震発生の危険性と被害の特徴 第1 地震発生の危険性 1 海溝型地震 (略) 2 主要な内陸活断層地震 (1)～(3) (略) (4)中央構造線断層帯地震(紀淡海峡-鳴門海峡) ・市街地を中心とした局所的な地域に被害が集中する。 ・今後30年以内の発生確率0.005～1%。 M7以上の大地震を発生させる内陸型地震の活断層の分布 (略) マグニチュード7程度以上の地震規模が予想される活断層における30年以内の地震発生確率 &lt;地震調査研究推進本部による断層帯の長期評価&gt;</p> <table border="1" data-bbox="235 464 725 962"> <thead> <tr> <th>最大発生確率</th> <th>【県内にある断層】 (県内M7以上の地震、県内震度5強以上)</th> <th>【県外にある断層】 (県内震度5強以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3%以上</td> <td>上</td> <td>○上町断層帯 ○中央構造線断層帯(四国側) ○奈良盆地東縁断層帯 ○山崎断層帯(那岐山断層帯)</td> </tr> <tr> <td>0.1～3%</td> <td>○六甲・淡路島断層帯(六甲山地南縁-淡路島東岸) ○山崎断層帯(主部北西部) ○中央構造線断層帯(鳴門海峡-紀淡海峡)</td> <td>○三峠・京都西山断層帯(京都西山断層帯) ○三峠・京都西山断層帯(三峠断層帯) ○花折断層帯(中南部) ○中央構造線断層帯(四国側)</td> </tr> <tr> <td>0.1%未満</td> <td>○有馬-高槻断層帯 ○大飯湾断層 ○山崎断層帯(主部南東部)</td> <td>○山田断層帯(郷村断層帯) ○木津川断層帯 ○中央構造線断層帯(紀伊半島側) ○摩野-吉岡断層</td> </tr> <tr> <td>ほぼ0% (※1)</td> <td>○山崎断層帯(幕谷断層) ○六甲・淡路島断層帯(淡路島西岸) ○六甲・淡路島断層帯(先山断層)</td> <td>○三峠・京都西山断層帯(上林川断層) ○中央構造線断層帯(紀伊半島側)</td> </tr> <tr> <td>不明 (※2)</td> <td>○山田断層帯(主部) ○御所谷断層(※3) ○豊父断層(※3)</td> <td>○三峠・京都西山断層帯(上林川断層) ○中央構造線断層帯(紀伊半島側)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 発生確率が0.001%未満。          ※2 平均活動期間が判明していないため、地震発生確率を求めることができない。          ※3 地震調査研究推進本部による長期評価の対象外。</p>	最大発生確率	【県内にある断層】 (県内M7以上の地震、県内震度5強以上)	【県外にある断層】 (県内震度5強以上)	3%以上	上	○上町断層帯 ○中央構造線断層帯(四国側) ○奈良盆地東縁断層帯 ○山崎断層帯(那岐山断層帯)	0.1～3%	○六甲・淡路島断層帯(六甲山地南縁-淡路島東岸) ○山崎断層帯(主部北西部) ○中央構造線断層帯(鳴門海峡-紀淡海峡)	○三峠・京都西山断層帯(京都西山断層帯) ○三峠・京都西山断層帯(三峠断層帯) ○花折断層帯(中南部) ○中央構造線断層帯(四国側)	0.1%未満	○有馬-高槻断層帯 ○大飯湾断層 ○山崎断層帯(主部南東部)	○山田断層帯(郷村断層帯) ○木津川断層帯 ○中央構造線断層帯(紀伊半島側) ○摩野-吉岡断層	ほぼ0% (※1)	○山崎断層帯(幕谷断層) ○六甲・淡路島断層帯(淡路島西岸) ○六甲・淡路島断層帯(先山断層)	○三峠・京都西山断層帯(上林川断層) ○中央構造線断層帯(紀伊半島側)	不明 (※2)	○山田断層帯(主部) ○御所谷断層(※3) ○豊父断層(※3)	○三峠・京都西山断層帯(上林川断層) ○中央構造線断層帯(紀伊半島側)	<p>【計画編】 第2部第1編第7節 地震発生の危険性と被害の特徴 第1 地震発生の危険性 1 海溝型地震 (略) 2 主要な内陸活断層地震 (1)～(3) (略) (4)中央構造線断層帯地震(紀淡海峡-鳴門海峡) ・市街地を中心とした局所的な地域に被害が集中する。 ・今後30年以内の発生確率0.005～1%。 M7以上の大地震を発生させる内陸型地震の活断層の分布 (略) M7以上の大地震を発生させる内陸型地震の活断層と地震発生確率</p> <table border="1" data-bbox="1099 459 1704 810"> <thead> <tr> <th>30年以内の地震発生確率</th> <th>【県内にある断層】 (県内M7以上の地震、県内震度5強以上)</th> <th>【県外にある断層】 (県内震度5強以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3%以上</td> <td>○山崎断層帯 ①山崎断層帯全体 ②北西部単独 ③南東部単独 ④南東部と幕谷断層</td> <td>○上町断層帯 ○中央構造線断層帯(紀伊半島側) ○奈良盆地東縁断層帯</td> </tr> <tr> <td>0.1～3%</td> <td>○六甲・淡路島断層帯 ①阪神間から淡路島北部 ②淡路島北部 ③淡路中部(先山断層) ○中央構造線断層帯(鳴門海峡から紀淡海峡) ○御所谷断層 ○豊父断層</td> <td>○那岐山断層帯 ○生駒断層帯 ○中央構造線断層帯(四国側) ○京都西山断層帯 ○三峠断層 ○花折断層帯</td> </tr> <tr> <td>0.1%未満</td> <td>○有馬-高槻断層帯 ○大飯湾断層 ○山田断層帯</td> <td>○上林川断層 ○郷村断層帯 ○木津川断層帯 ○鳥取地震</td> </tr> </tbody> </table>	30年以内の地震発生確率	【県内にある断層】 (県内M7以上の地震、県内震度5強以上)	【県外にある断層】 (県内震度5強以上)	3%以上	○山崎断層帯 ①山崎断層帯全体 ②北西部単独 ③南東部単独 ④南東部と幕谷断層	○上町断層帯 ○中央構造線断層帯(紀伊半島側) ○奈良盆地東縁断層帯	0.1～3%	○六甲・淡路島断層帯 ①阪神間から淡路島北部 ②淡路島北部 ③淡路中部(先山断層) ○中央構造線断層帯(鳴門海峡から紀淡海峡) ○御所谷断層 ○豊父断層	○那岐山断層帯 ○生駒断層帯 ○中央構造線断層帯(四国側) ○京都西山断層帯 ○三峠断層 ○花折断層帯	0.1%未満	○有馬-高槻断層帯 ○大飯湾断層 ○山田断層帯	○上林川断層 ○郷村断層帯 ○木津川断層帯 ○鳥取地震	神戸地方気象台による文言の修正
最大発生確率	【県内にある断層】 (県内M7以上の地震、県内震度5強以上)	【県外にある断層】 (県内震度5強以上)																															
3%以上	上	○上町断層帯 ○中央構造線断層帯(四国側) ○奈良盆地東縁断層帯 ○山崎断層帯(那岐山断層帯)																															
0.1～3%	○六甲・淡路島断層帯(六甲山地南縁-淡路島東岸) ○山崎断層帯(主部北西部) ○中央構造線断層帯(鳴門海峡-紀淡海峡)	○三峠・京都西山断層帯(京都西山断層帯) ○三峠・京都西山断層帯(三峠断層帯) ○花折断層帯(中南部) ○中央構造線断層帯(四国側)																															
0.1%未満	○有馬-高槻断層帯 ○大飯湾断層 ○山崎断層帯(主部南東部)	○山田断層帯(郷村断層帯) ○木津川断層帯 ○中央構造線断層帯(紀伊半島側) ○摩野-吉岡断層																															
ほぼ0% (※1)	○山崎断層帯(幕谷断層) ○六甲・淡路島断層帯(淡路島西岸) ○六甲・淡路島断層帯(先山断層)	○三峠・京都西山断層帯(上林川断層) ○中央構造線断層帯(紀伊半島側)																															
不明 (※2)	○山田断層帯(主部) ○御所谷断層(※3) ○豊父断層(※3)	○三峠・京都西山断層帯(上林川断層) ○中央構造線断層帯(紀伊半島側)																															
30年以内の地震発生確率	【県内にある断層】 (県内M7以上の地震、県内震度5強以上)	【県外にある断層】 (県内震度5強以上)																															
3%以上	○山崎断層帯 ①山崎断層帯全体 ②北西部単独 ③南東部単独 ④南東部と幕谷断層	○上町断層帯 ○中央構造線断層帯(紀伊半島側) ○奈良盆地東縁断層帯																															
0.1～3%	○六甲・淡路島断層帯 ①阪神間から淡路島北部 ②淡路島北部 ③淡路中部(先山断層) ○中央構造線断層帯(鳴門海峡から紀淡海峡) ○御所谷断層 ○豊父断層	○那岐山断層帯 ○生駒断層帯 ○中央構造線断層帯(四国側) ○京都西山断層帯 ○三峠断層 ○花折断層帯																															
0.1%未満	○有馬-高槻断層帯 ○大飯湾断層 ○山田断層帯	○上林川断層 ○郷村断層帯 ○木津川断層帯 ○鳥取地震																															

頁	修正後	修正前	
90～103	<p>【資料編】 資料 2-13 猪名川町自主防災会等活動促進事業補助金交付要綱</p> <p>令和 6 年 3 月 2 5 日 要綱第 1 9 号</p> <p>(目的) 第 1 条 この要綱は、地域の共助の取り組みを促進するため、防災活動に要する防災資機材購入費用の一部を補助することにより、防災活動に継続性を持たせるとともに、地域防災活動の積極的な推進を図り、もって地域防災力の向上及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする。</p> <p>(補助対象者) 第 2 条 この要綱による補助金は、地域住民が参加する防災訓練等を行い、地域防災力の向上を図っていると認められる自主防災会等であって、町長が認めるもの(以下「自主防災会等」という。)に対し交付するものとする。</p> <p>(補助対象経費) 第 3 条 補助の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、自主防災会等が防災活動に使用する防災資機材の購入に要する費用とする。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の対象としない。 (1) 地域の防災活動に使用する用途でないもの (2) この要綱で定める補助金以外の補助金、助成金等を受けているもの (3) 営利を目的とするもの (4) 購入した物品の中で新品以外のもの (5) その他、町長が不適当と認めるもの</p> <p>(補助金の額等) 第 4 条 補助金の額は、対象経費の 2 分の 1 に相当する額で、1 5 0、0 0 0 円を上限とし、予算の範囲内で交付する。ただし、当該額に 1、0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 2 補助金の交付は、当該年度につき 1 回を限度とする。</p> <p>(補助金の交付申請) 第 5 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、猪名川町自主防災会等活動促進事業補助金交付申請書(様式第 1 号。以下「交付申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。 (1) 猪名川町自主防災会等活動促進事業実施計画書(様式第 2 号。以下「実施計画書」という。) (2) 防災資機材の見積書の写し (3) 防災資機材の規格や機能等がわかるもの (4) 防災資機材の保管場所がわかるもの (5) その他、町長が必要と認めるもの</p> <p>(補助金の交付決定) 第 6 条 町長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、当該申請書に係る書類の審査により、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し、補助金交付の可否を決定するものとする。 2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、猪名川町自主防災会等活動促進事業補助金交付決定通知書(様式第 3 号。以下「補助金交付決定通知」という。)により、交付しないことと決定したときは、猪名川町自主防災会等活動促進事業補助金不交付決定通知書(様式第 4 号)により、当該申請者に通知する。</p> <p>(補助事業の内容変更等) 第 7 条 前条の補助金交付決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付申請書の内容を変更又は中止しようとするときは、遅滞なく猪名川町自主防災会等活動促進事業補助金変更・中止申請書(様式第 5 号。以下「変更・中止申請書」という。)に猪名川町自主防災会等活動促進事業実施(変更・中止)計画書(様式第 6 号。以下「変更・中止計画書」という。)を添えて、町長に提出しなければならない。 2 町長は、前項の規定により変更・中止申請書を受理したときは、前条の規定に準じ決定を行い、猪名川町自主防災会等活動促進事業補助金変更交付決定通知書(様式第 7 号)により、申請者に通知するものとする。</p> <p>(補助事業実績報告) 第 8 条 補助事業者は、事業が完了したときは、猪名川町自主防災会等活動促進事業補助金実績報告書(様式第 8 号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。 (1) 対象事業の実施に要した経費の支払を証する書類の写し (2) 対象事業の写真 (3) その他、町長が必要と認めるもの</p> <p>(補助金の額の確定及び精算) 第 9 条 町長は、前条に規定する報告を受けたときは、実施結果等の書類の審査により、当該報告に係る補助事業の効果が補助金の交付の決定の内容に適合するものであるかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、猪名川町自主防災会等活動促進事業補助金交付額確定通知書(様式第 9 号)により補助事業者へ通知するものとする。</p>	<p>【資料編】 (新規)</p>	新規

頁	修正後	修正前													
90～103	<p>(補助金の請求)</p> <p>第10条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、猪名川町自主防災会等活動促進事業補助金交付請求書(様式第10号)を、町長に提出しなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の規定に基づく請求があったときは、補助金を交付するものとする。</p> <p>(補助金交付決定の取消し)</p> <p>第11条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 申請書類に虚偽の記載があったとき。</p> <p>(2) 本事業実施にあたり不正行為を行ったとき。</p> <p>(3) その他法令、条例又はこの要綱に違反したとき。</p> <p>(補助金の返還)</p> <p>第12条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該補助金が既に交付されているときは、補助事業者に対して期限を定めて、補助金の全額又は一部の返還を命ずるものとする。</p> <p>(帳簿等の整備)</p> <p>第13条 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備するとともに、当該帳簿及び証拠書類を補助金の交付決定に係る年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。</p> <p>(取得財産の活用及び管理)</p> <p>第14条 この要綱に定める補助金の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、この要綱の補助を受けて購入した防災資機材について、補助金の交付目的に従い、年に1回以上、点検又は自主防災会等が実施する訓練に使用し、かつ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数(以下「耐用年数」という。)の期間内において適正に管理しなければならない。</p> <p>(取得財産の処分)</p> <p>第15条 受給者は、補助対象の防災資機材について、耐用年数の期間内において、当該防災資機材を毀損し処分しようとするとき、又は滅失したときは防災資機材処分等届出書(様式第11号)を町長に提出しなければならない。ただし、実際の防災活動に使用した場合は除く。</p> <p>附 則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</p>		新規												
110～114	<p>【資料編】 資料3-3 気象予報関連の解説 1 気象注意報・気象警報等 (1) (略) (2) 種類、基準 ア 注意報 注意報とは、その現象で災害が起こるおそれのあるときに注意を呼びかけて行う予報で、神戸地方気象台が発表する。</p> <p>【注意報の種類と発表基準(抜粋)】(発表基準は令和6年5月23日現在)</p> <table border="1" data-bbox="203 965 884 1173"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発 表 基 準 (兵庫県南部/阪神/猪名川町)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強 風</td> <td>強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、 具体的には次の条件に該当する場合である。 ○平均風速が12m/s以上</td> </tr> <tr> <td>風 雪</td> <td>雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、 具体的には次の条件に該当する場合である。 ○平均風速が12m/s以上、雪を伴う 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発 表 基 準 (兵庫県南部/阪神/猪名川町)	強 風	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、 具体的には次の条件に該当する場合である。 ○平均風速が12m/s以上	風 雪	雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、 具体的には次の条件に該当する場合である。 ○平均風速が12m/s以上、雪を伴う 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。	<p>【資料編】 資料3-3 気象予報関連の解説 1 気象注意報・気象警報等 (1) (略) (2) 種類、基準 ア 注意報 注意報とは、その現象で災害が起こるおそれのあるときに注意を呼びかけて行う予報で、神戸地方気象台が発表する。</p> <p>【注意報の種類と発表基準(抜粋)】</p> <table border="1" data-bbox="1099 957 1825 1173"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発 表 基 準 (兵庫県南部/阪神/猪名川町)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強 風</td> <td>強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、 具体的には次の条件に該当する場合である。 ○平均風速が12m/s以上</td> </tr> <tr> <td>風 雪</td> <td>雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、 具体的には次の条件に該当する場合である。 ○平均風速が12m/s以上、雪を伴う 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発 表 基 準 (兵庫県南部/阪神/猪名川町)	強 風	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、 具体的には次の条件に該当する場合である。 ○平均風速が12m/s以上	風 雪	雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、 具体的には次の条件に該当する場合である。 ○平均風速が12m/s以上、雪を伴う 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。	神戸地方気象台による文言の修正
種 類	発 表 基 準 (兵庫県南部/阪神/猪名川町)														
強 風	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、 具体的には次の条件に該当する場合である。 ○平均風速が12m/s以上														
風 雪	雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、 具体的には次の条件に該当する場合である。 ○平均風速が12m/s以上、雪を伴う 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。														
種 類	発 表 基 準 (兵庫県南部/阪神/猪名川町)														
強 風	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、 具体的には次の条件に該当する場合である。 ○平均風速が12m/s以上														
風 雪	雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、 具体的には次の条件に該当する場合である。 ○平均風速が12m/s以上、雪を伴う 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。														

頁	修正後	修正前	
110～ 114	大雨	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、 具体的には次の条件に該当する場合である。 ○表面雨量指数基準 9 以上 ○土壌雨量指数基準 91 以上 <b>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</b>	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、 具体的には次の条件に該当する場合である。 ○表面雨量指数基準 9 以上 ○土壌雨量指数基準 115 以上
	洪水	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が起こるおそれがあると予想される場合で、 具体的には次の条件に該当する場合である。 ○流域雨量指数基準 猪名川流域=12.9 以上 ○複合基準(※1) 猪名川流域=5, 12.9 以上 <b>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</b>	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が起こるおそれがあると予想される場合で、 具体的には次の条件に該当する場合である。 ○流域雨量指数基準 猪名川流域=13.2 以上 ○複合基準(※1) 猪名川流域=5, 13.2 以上
	大雪	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、 具体的には次の条件に該当する場合である。 ○12時間降雪の深さが平地で5cm以上、山地で10cm以上。	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、 具体的には次の条件に該当する場合である。 ○12時間降雪の深さが平地で5cm以上、山地で10cm以上
	雷	落雷によって災害が起こるおそれがあると予想される場合である。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。	落雷によって災害が起こるおそれがあると予想される場合である。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥	空気の乾燥によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、 具体的には次の条件に該当する場合である。 ○最小湿度 40%以下、実効湿度 60%以下。	空気の乾燥によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、 具体的には次の条件に該当する場合である。 ○最小湿度 40%以下、実効湿度 60%以下
	[ 警報の種類と発表基準(抜粋) ] (発表基準は令和6年5月23日現在) ◆		[ 警報の種類と発表基準(抜粋) ]
種類	発表基準(兵庫県南部/阪神/猪名川町) ◆	種類	発表基準(兵庫県南部/阪神/猪名川町)
暴風	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、 具体的には次の条件に該当する場合である。◆ ○平均風速が20m/s以上◆	暴風	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、 具体的には次の条件に該当する場合である。 ○平均風速が20m/s以上
暴風雪	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、 具体的には次の条件に該当する場合である。◆ ○平均風速が20m/s以上、雪を伴う◆ 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。◆	暴風雪	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、 具体的には次の条件に該当する場合である。 ○平均風速が20m/s以上、雪を伴う◆ 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
大雨	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、 具体的には次の条件に該当する場合である。◆ ○(浸水害)表面雨量指数基準 23 以上◆ ○(土砂災害)土壌雨量指数基準 135 以上◆ <b>大雨警報(土砂災害)は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。◆</b>	大雨	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、 具体的には次の条件に該当する場合である。 ○(浸水害)表面雨量指数基準 23 以上 ○(土砂災害)土壌雨量指数基準 161 以上 大雨警報(土砂災害)は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。
洪水	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、 具体的には次の条件に該当する場合である。◆ ○流域雨量指数基準 猪名川流域=18.1 以上◆ 対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 <b>高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。◆</b>	洪水	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、 具体的には次の条件に該当する場合である。 ○流域雨量指数基準 猪名川流域=18 以上 対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。
大雪	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、 具体的には次の条件に該当する場合である。◆ ○12時間降雪の深さが平地で10cm以上、山地で20cm以上◆	大雪	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、 具体的には次の条件に該当する場合である。 ○12時間降雪の深さが平地で10cm以上、山地で20cm以上

神戸地方気象台による文言の修正

頁	修正後	修正前																											
110～ 114	<p>[ 特別警報の種類と発表基準（抜粋） ]</p> <table border="1" data-bbox="212 311 817 486"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暴 風</td> <td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴 風 雪</td> <td>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>大 雨</td> <td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>大 雪</td> <td>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断します。</p> <p>[大雨特別警報（土砂災害）の指標（発表条件）] 土壌雨量指数が基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続けると予想される場合に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。</p> <p>令和6年5月23日現在</p> <table border="1" data-bbox="212 837 481 885"> <tr> <td>土壌雨量指数(猪名川町)</td> </tr> <tr> <td>245～289（※1）</td> </tr> </table> <p>以下の①又は②を満たすと予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続けると予想される場合に大雨特別警報（浸水害）を発表する。 ① 表面雨量指数が基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現。 ② 流域雨量指数が基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現。</p> <p>令和6年5月23日現在</p> <table border="1" data-bbox="201 1037 795 1109"> <thead> <tr> <th>表面雨量指数基準値(猪名川町)</th> <th>流域雨量指数基準値(猪名川町)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>54</td> <td>40～298（※2）</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発 表 基 準	暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	暴 風 雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	土壌雨量指数(猪名川町)	245～289（※1）	表面雨量指数基準値(猪名川町)	流域雨量指数基準値(猪名川町)	54	40～298（※2）	<p>[ 特別警報の種類と発令基準（抜粋） ]</p> <table border="1" data-bbox="1093 335 1691 486"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暴 風</td> <td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴 風 雪</td> <td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>大 雨</td> <td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>[大雨特別警報を発令する際の指数を用いた指標（発令条件）（土砂災害）] 土壌雨量指数が基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続けると予想される場合に大雨特別警報（土砂災害）を発令する。</p> <p>令和2年7月30日現在</p> <table border="1" data-bbox="1097 821 1366 885"> <tr> <td>土壌雨量指数(猪名川町)</td> </tr> <tr> <td>321～333（※1）</td> </tr> </table>	種 類	発 表 基 準	暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	暴 風 雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	土壌雨量指数(猪名川町)	321～333（※1）	<p>神戸地方気象台による文言の修正</p>
種 類	発 表 基 準																												
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合																												
暴 風 雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合																												
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合																												
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合																												
土壌雨量指数(猪名川町)																													
245～289（※1）																													
表面雨量指数基準値(猪名川町)	流域雨量指数基準値(猪名川町)																												
54	40～298（※2）																												
種 類	発 表 基 準																												
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合																												
暴 風 雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合																												
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合																												
土壌雨量指数(猪名川町)																													
321～333（※1）																													

頁	修正後	修正前																					
110～ 114	<p>エ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等 キキクル等の種類と概要</p> <table border="1" data-bbox="232 256 842 1118"> <thead> <tr> <th data-bbox="232 256 389 272">種 類</th> <th data-bbox="389 256 842 272">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="232 272 389 560">土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</td> <td data-bbox="389 272 842 560"> <p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発令されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="232 560 389 695">浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）</td> <td data-bbox="389 560 842 695"> <p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発令されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="232 695 389 983">洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）</td> <td data-bbox="389 695 842 983"> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発令されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="232 983 389 1118">流域雨量指数の予測値</td> <td data-bbox="389 983 842 1118"> <p>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発令されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>	浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発令されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</li> </ul>	洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発令されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>	流域雨量指数の予測値	<p>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>	<p>エ 大雨警報・洪水警報の危険度分布等 警報の危険度分布等の種類と概要</p> <table border="1" data-bbox="1088 256 1697 1007"> <thead> <tr> <th data-bbox="1088 256 1245 272">種 類</th> <th data-bbox="1245 256 1697 272">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1088 272 1245 520">大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）</td> <td data-bbox="1245 272 1697 520"> <p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発令されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1088 520 1245 616">大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）</td> <td data-bbox="1245 520 1697 616"> <p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発令されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1088 616 1245 871">洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）</td> <td data-bbox="1245 616 1697 871"> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発令されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1088 871 1245 1007">流域雨量指数の予測値</td> <td data-bbox="1245 871 1697 1007"> <p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発令されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>	大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発令されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>	洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発令されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>	流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>	神戸地方気象台 による文言の修正
種 類	概 要																						
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発令されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>																						
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発令されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</li> </ul>																						
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発令されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>																						
流域雨量指数の予測値	<p>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>																						
種 類	概 要																						
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発令されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>																						
大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発令されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>																						
洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発令されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>																						
流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>																						

頁	修正後	修正前	
110～114	<p>オ 早期注意情報（警報級の可能性） 5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報と同じ区域（南部、北部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報と同じ区域（兵庫県）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p> <p>カ 兵庫県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って<b>注意・警戒を呼びかける</b>場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の<b>留意点</b>を解説する場合等に発表される。</p> <p>キ 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中に、年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、<b>気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</b> 猪名川町における発表基準は、1時間雨量が110mm以上である。</p> <p>ク 土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、<b>市町長の避難指示の発令判断</b>や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、兵庫県と神戸地方気象台が共同で発表する防災情報である。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は<b>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</b>で確認することができる。<b>危険な場所から避難する必要がある</b>とされる警戒レベル4に相当する。</p> <p>ケ 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報と同じ区域(南部、北部)で<b>気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</b> また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれ非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報と同じ区域（南部、北部）で発表される。 この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p>	<p>オ 早期注意情報（警報級の可能性） 5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報と同じ区域（南部、北部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報と同じ区域（兵庫県）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p> <p>カ 兵庫県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。</p> <p>キ 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中に、現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることをお知らせするために発表するもの。猪名川町における発表基準は、1時間雨量が 110mm 以上である。</p> <p>ク 土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長が避難指示等を発表する際の判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、兵庫県と神戸地方気象台が共同で発表する防災情報である。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。</p> <p>ケ 竜巻注意情報 竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報と同じ区域(南部、北部)で発表される情報である。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報と同じ区域（南部、北部）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p>	神戸地方気象台による文言の修正
269～271	<p><b>【資料編】</b> 資料5-23 大規模災害時における被災者支援協力に関する協定書</p> <p>猪名川町（以下「甲」という。）と兵庫県行政書士会（以下「乙」という。）は、兵庫県内に大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者支援のため、相互協力の精神に基づき、必要な行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。</p> <p>（目的） 第1条 この協定は、甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務に関し、混乱する被災地での被災者の支援により大きく貢献するよう必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（要請） 第2条 甲は、大規模な災害時に猪名川町災害対策本部等を設置し、かつ、兵庫県内において災害救助法が適用された場合で、行政書士業務の必要性が生じたときは、乙に対して協力を要請するものとする。 （行政書士業務の範囲） 第3条 前条の規定による甲の要請により、乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3に規定する業務及び同業務を実施するために必要な「防災協定に関する提言書」に定める業務並びに次に掲げる業務とする。 （1）乙による被災支援相談窓口の設置 （2）被災した市町への乙の会員の派遣 （3）その他甲が必要と認める業務 （要請手続き等） 第4条 第2条の要請は、業務の内容、場所及び期間その他必要事項等を明らかにした別紙「災害時支援協力要請書」（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書をもって要請するいとまがないときは電話等の通信手段又は口答により行い、その後速やかに要請書を送付するものとする。 2 乙は、前項の要請を受けたときは、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に通知するものとする。</p>	<p><b>【資料編】</b> （新規）</p>	新規

頁	修正後	修正前	
269～ 271	<p>(災害時の体制整備等) 第5条 乙は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において必要と認めるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。 2 乙は、前条の要請又は前項の体制を確保するため、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、あらかじめ業務責任者を定め業務に支障を来さないよう平時から連絡調整に努めるものとする。 3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できないときは、甲は、乙協議の上、乙の関係団体に支援を求めることができるものとする。</p> <p>(費用負担) 第6条 第3条に規定する行政書士業務で必要となる人件費及び物件費は、乙が負担するものとする。 (実費手数料の取扱い) 第7条 甲の要請に基づく行政書士業務は無料とし、実費が必要な場合には相談者が負担するものとする。 (資料の交換及び協議) 第8条 甲及び乙は、この協議に基づく業務が円滑に行えるよう、必要に応じ協議を行うものとする。 尚、甲及び乙は、毎年度当初に双方の担当者、連絡先等を確認することとする。</p> <p>(損害の補償) 第9条 甲の要請に基づく行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わないものとする。 (協議) 第10条 この協定に定めのない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。 (有効期間) 第11条 この協定の有効期限は、協定の成立した日から令和6年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日前にこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからもなんらかの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、以後この例による。</p> <p>この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。</p> <p>令和5年10月11日</p> <p>甲 猪名川町 町長 岡本信司</p> <p>乙 兵庫県行政書士会 会長 大口晋</p>		新規
272, 273	<p>【資料編】 資料5-24 災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書</p> <p>猪名川町（以下「甲」という。）と兵庫県司法書士会（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者支援のための相談業務に関して、次のとおり協定を締結する。</p> <p>(目的) 第1条 この協定は、災害対策基本法（昭36年法律第223号）第2条第1号に定める災害及びこれに類する大規模な被害が猪名川町内で発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に基づき、乙が実施する司法書士による被災者支援のための相談業務（以下「被災者相談業務」という。）について必要な事項を定めることにより、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施し、もって災害時における猪名川町民の不安解消と生活の復興を図ることを目的とする。</p> <p>(要請) 第2条 甲は、災害時において被災者相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができる。 2 前項のほか、乙が災害時において特に必要と認めるときは、乙は甲に対して被災者相談業務の実施を求めることができる。この場合において、甲が必要と認めるときは、乙に対して協力を要請する。 3 乙は、前2項の要請を受けた場合には、速やかに乙または乙の関係団体の構成員の中から相談員を選出し、甲が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。</p> <p>(要請手続) 第3条 前条第1項、第2項に規定する要請は、甲が乙に対して、被災者相談業務を実施する日時、場所及び期間その他必要事項を明らかにした書面を交付して行うものとする。ただし、書面交付が困難な場合には、口頭、電話、電子メール等により要請し、追って書面を交付するものとする。</p> <p>(被災者相談業務の範囲) 第4条 この協定により、乙が実施する被災者相談業務は、以下のものとする。 (1) 相続に関する相談 (2) 不動産登記及び商業、法人登記に関する相談 (3) 不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談 (4) 成年後見制度に関する相談 (5) その他司法書士法に定める業務に関する相談 (被災者相談業務の実施) 第5条 甲は、被災者相談業務の実施にあたり、以下の業務を行うものとする。</p>	<p>【資料編】 (新規)</p>	新規

頁	修正後	修正前	
272, 273	<p>(1) 相談会の広報 (2) 相談会場の確保 (3) 関係機関、派遣先相談窓口、他の専門機関等との連絡調整</p> <p>2 乙は、被災者相談の実施にあたり、以下の事項についての業務を行うものとする。 (1) 相談員の派遣 (2) 相談の実施 (体制整備)</p> <p>第6条 乙は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、必要と認められるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。 2 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を置き、当該連絡責任者を変更したときは、速やかに相手方に通知するものとする。 3 甲及び乙は、平常時において、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施するための情報交換を行うものとする。 (費用負担)</p> <p>第7条 被災者相談業務における会場費及び広報費について、甲の負担とする。 2 被災者相談業務に従事する相談員の人件費その他の費用は、乙の負担とする。 (相談料)</p> <p>第8条 この協定により実施する被災者相談業務における相談料は無償とし、相談者に負担を求めないものとする。 (損害の補償)</p> <p>第9条 この協定に基づく被災者相談業務の実施において、乙及び乙が派遣した者に損害が生じた場合であって、甲の責めに帰すべき事由によらないものについての損害補償は、乙の責任において行う。ただし、甲が定める条例等の適用によって損害補償がなされる場合はこの限りではない。 (有効期間)</p> <p>第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から相手方に対し、文書による異議の申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。 (協議)</p> <p>第11条 この協定に定めない事項又はこの協定の解釈について疑義を生じたときは、その都度、甲乙双方が協議して定めるものとする。 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。</p> <p>令和6年5月7日 甲 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11-1 猪名川町 町長 岡本 信司 乙 兵庫県神戸市中央区楠町2丁目2番3号 兵庫県司法書士会 会長 野上 英則</p>		新規
274	<p>資料6-1 猪名川町防災会議委員名簿 (令和6年5月27日現在)</p> <p>職 名 氏 名 会 長 猪名川町長 岡本 信司 委 員 近畿地方整備局猪名川河川事務所 所長 菊田 一行 " 自衛隊第36普通科連隊 第一中隊長 福重 貴之 " 兵庫県阪神北県民局 県民局長 宮口 美範 " 川西警察署 署長 大林 雅明 " 川西市医師会 会長 織田 行雄 " 西日本電信電話株式会社 兵庫支店 設備部 災害対策室 次長 安田 誠 " 関西電力送配電株式会社 神戸本部 阪神配電営業所 所長 湯出口 幸久 " 大阪ガスネットワーク株式会社 兵庫事業部 導管計画チーム マネージャー 小森 浩治 " 猪名川町社会福祉協議会 会長 村山 興治 " 猪名川町消防団 団長 前岡 隆顕 " 猪名川町副町長 奥田 貢 " 猪名川町教育長 中西 一成 " 猪名川町企画総務部長 森 昌弘 " 猪名川町地域振興部長 大嶋 武 " 猪名川町生活部長 和泉 輝夫 " 猪名川町まちづくり部長 曾野 光司 " 猪名川町教育部長 小山 泰司 " 猪名川町消防長 向井 文雄 " 猪名川町地域振興部地域交流課 平尾 麻子 " 猪名川町生活部住民課 樋口 嘉代</p>	<p>資料6-1 猪名川町防災会議委員名簿 (令和5年6月1日現在)</p> <p>職 名 氏 名 会 長 猪名川町長 岡本 信司 委 員 近畿地方整備局猪名川河川事務所 所長 菊田 一行 " 自衛隊第36普通科連隊 第一中隊長 福重 貴之 " 兵庫県阪神北県民局 県民局長 宮口 美範 " 川西警察署 署長 大林 雅明 " 川西市医師会 会長 織田 行雄 " 西日本電信電話株式会社 兵庫支店 設備部 災害対策室 次長 安田 誠 " 関西電力送配電株式会社 阪神配電営業所 所長 湯出口 幸久 " 大阪ガスネットワーク株式会社 兵庫事業部 導管計画チーム マネージャー 小森 浩治 " 猪名川町社会福祉協議会 会長 村山 興治 " 猪名川町消防団 団長 前岡 隆顕 " 猪名川町副町長 奥田 貢 " 猪名川町教育長 中西 正治 " 猪名川町企画総務部長 森 昌弘 " 猪名川町地域振興部長 大嶋 武 " 猪名川町生活部長 和泉 輝夫 " 猪名川町まちづくり部長 曾野 光司 " 猪名川町教育部長 小山 泰司 " 猪名川町消防長 向井 文雄</p>	委員の変更及び 文言修正